

板橋区内保育園における新型コロナウイルス感染症への対応について

板橋区保育サービス課

1 お子さま、ご家族が(1)～(3)の状態となった場合の対応について

次に掲げる期間は、できるだけ登園・送迎を控えるようお願いいたします。

(1) お子さま・ご家族が体調不良の場合

- ・発熱時：解熱してから24時間経過するまでの間。
- ・咳・倦怠感・咽頭痛・胸痛など風邪症状：症状がなくなるまでの間。

(2) お子さま・ご家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合

- ・保健所の判断した自宅待機要請期間(=陽性者との最終接触日から2週間程度)が明けるまで。

(3) お子さま・ご家族がPCR検査を受検した場合

- ・濃厚接触者が受検…自宅待機要請期間があけるまでの間。
- ・濃厚接触者でない方が受検…検査結果が陰性と判明するまでの間。
(濃厚接触者がPCR検査を受検した場合は、陰性の場合でも、自宅待機要請期間の・送迎はお控えください。)

お子さま・ご家族がPCR検査を受けることになった場合や濃厚接触者となった場合、またその検査結果については、必ず園にご連絡をお願いします。

2 感染者が判明した場合の対応について

(1) ご家族及び児童本人が感染者(陽性)となった場合

- ・ご家族が感染した場合、児童は登園せず、児童が濃厚接触に伴う自宅待機要請期間を解除されるまで自宅待機をお願いします。
- ・児童が感染した場合、濃厚接触者の特定及び園内の消毒作業終了までの間、臨時休園いたします。
- ・保健所による濃厚接触者の特定調査の結果、濃厚接触者と判定、もしくはPCR検査の受検が必要となった児童については、園もしくは保健所より該当のご家庭に連絡します。その際は、保健所の判断した自宅待機要請期間の登園はお控えください。

(2) 保育士・園関係者が感染者(陽性)となった場合

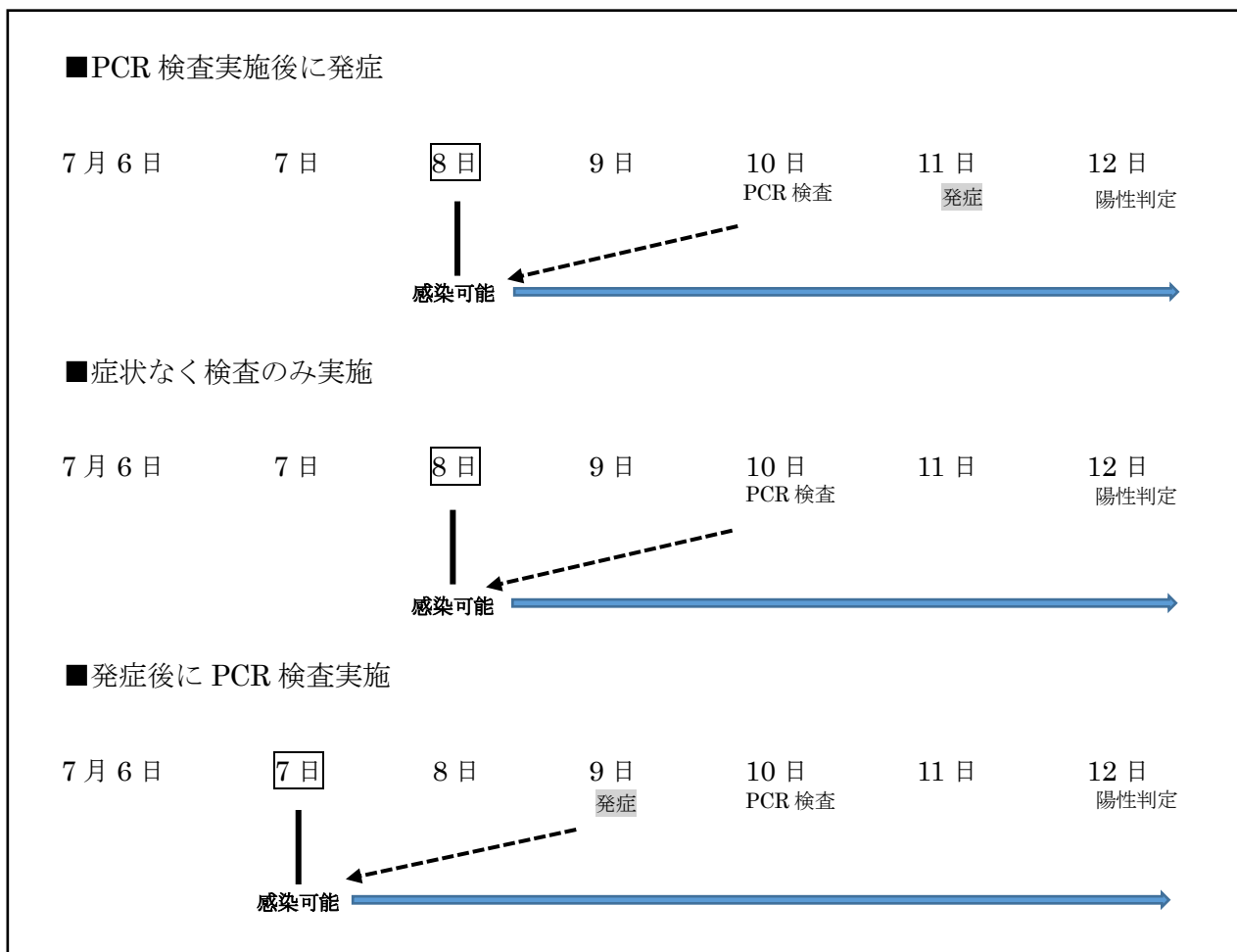
- ・濃厚接触者の特定及び園内の消毒作業終了までの間、臨時休園いたします。
- ・保健所による濃厚接触者の特定調査の結果、濃厚接触者と判定、もしくはPCR検査の受検が必要となった児童については、園もしくは保健所より該当のご家庭に連絡します。その際は保健所の判断した自宅待機要請期間の登園はお控えください。

(3) 保育園の対応

- ・感染者が感染可能期間に登園・出勤していない場合、園は平常通り開園いたします。
- ・感染者が感染可能期間に登園・出勤している場合、濃厚接触者が広範囲に渡り園の運営に支障をきたす時には、臨時休園する場合があります。
- ・感染者が感染可能期間に登園・出勤している場合でも、保健所による濃厚接触者の特定が終了し、園の運営に支障がないと判断された時点で開園します。

(裏面に続く)

【参考 1】 感染可能期間の例示 (発症もしくはPCR検査日から2日前が可能期間となる)



【参考 2】 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があったもの。

なお、濃厚接触者については板橋区保健所が調査のうえ指定します。

なお、濃厚接触者に特定された場合の登園対応については、厚生労働省より問答形式で下記のように示されています。

(問) 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

(答) 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。

※ 濃厚接触者に限らず、お子さま又はご家族に感染と思しき症状が現れた場合は、早めのご対応（登園・送迎の回避）を取っていただくことで園内での集団感染（クラスター）の抑止、ひいては臨時休園期間の短縮化に繋がります。

各ご家庭におかれましても、感染拡大抑止へのご協力をお願いいたします。